

(12) 介護サービス事業者の振興について

ア 高齢者向け民間サービスの振興・健全育成について

介護保険制度施行後、介護サービス事業に関しては、民間事業者を始めとして多様な事業主体が参入し、指定事業所数も全体的にみて増加してきている状況にある。

特に訪問介護サービスを中心に、民間事業者による指定事業所の増加が顕著であり、今後、制度の定着が進む中で、介護サービスに対するニーズが増大することを考えれば、改めて民間事業者の振興及び健全な育成が求められるところである。

しかしながら、これまでの指定事業所に対する各地方公共団体の行政指導の状況を見ると、指定取消処分を受けた事業所の大半は民間事業者であり、その背景として制度に対する基本的な理解が不足している面も見られるところである。民間事業者の振興と健全な育成を図るためには、行政による指導監査を強化することも重要であるが、並行して介護保険制度における指定事業者としての責務等について、正確な情報を適切に伝達し、事業者自らが自主的に運営基準の遵守や従事者の資質向上などに努めつつ節度ある事業運営を行い、良質かつ安定したサービス供給体制が確保されるような取組みも必要である。

このため、平成12年度より「介護サービス適正実施指導事業」の中で「サービス事業者振興事業」として、介護サービス事業者の振興及び健全育成に資することを目的とした、

- ・新規参入事業者に対する起業相談やマーケティング情報の提供
- ・介護サービス関係者相互間の連絡体制の構築
- ・介護サービス事業者自己評価マニュアルの作成

などの事業に対して補助を行っているところであり、平成14年度予算(案)においても所要の額を計上しているもので、引き続き本事業の積極的な活用をお願いしたい。

イ シルバーサービス地方振興組織の活用について

また、本事業の実施にあたっては「シルバーサービス地方振興組織」(7参考資料(9)を参照)を積極的に活用することを併せてお願いしているところであるが、現

状において未だに設置されていない都道府県や、設置されていても十分な活動が行われていない都道府県も見受けられる。前述したように、今後の介護サービスのニーズの増大を考えれば、利用者に対して良質な介護サービスが安定的に提供されるためには、民間事業者の振興を図ることが期待されており、事業者の起業支援や介護保険関係団体、機関等との連携によるネットワークの構築、各種研修や事業者評価などの事業を自主的に実施する組織体として「シルバーサービス地方振興組織」が果たす役割が、改めて期待されているところである。

このため、未だに未設置の都道府県におかれては、速やかに「シルバーサービス地方振興組織」の立ち上げについて努力するとともに、活動が十分でない都道府県においては有効な事業実施に対する支援方策などについて連携を強化し、積極的な活動が図られるようお願いしたい。

ウ 離島等におけるサービス確保対策について

離島等の介護サービスが不足する地域については、平成13年度より「介護サービス適正実施指導事業」の中で「離島等サービス確保対策事業」として事業者の参入促進を図るための誘致活動や情報提供のほか、地域内にある既存有効資源等を活用する観点から、サービス拠点の立ち上げ支援に係る事業についても補助対象としているところである。

平成14年度予算（案）においても所要の額を計上しており、離島等の地域を有する市町村においては、引き続き本事業を最大限に活用し、地域の中から基準該当サービスや「相当するサービス」を含めた介護サービスを振興・育成し、地域におけるサービス確保対策に尽力されるよう、都道府県においても積極的な指導・支援を行っていただくようお願いしたい。

(13) 介護サービスの適正な提供について

ア 介護サービスの適正な提供について

指定介護サービス事業者による保険給付対象サービスの提供に当たっては、運営基

準等を満たした上で、高齢者の心身の状況及び生活実態等に応じたきめの細かい適切なサービスが求められるところであるが、一部の事業者においては、人員基準等を満たさない状態でサービスの提供を行っている実態も依然として認められるところである。

さらに運営基準においては、従業者に対する研修機会の確保、健康管理や感染症防止等の衛生管理についても事業者の責務として定めていることから、都道府県においては管理者研修の実施なども検討し、運営基準の遵守について周知徹底を図られたい。

そのほか、介護サービス計画や重要事項説明書の作成などについても取組みが十分でない状況も見受けられるところであるが、利用者が適切に介護サービスを選択するためには、利用申し込みの際に限らず、日頃からインターネットや情報誌等を通じて、地域における指定事業者等が提供する介護サービスの内容、利用料や空き情報等の正確な情報が適宜収集できる環境整備が必要である。そのため、地域における効果的な情報提供体制の構築を図る観点から、WAM NETの活用などにより、指定事業所の空き情報等を充実させることや、分かりやすい事業所リストの作成・配布などにも努められたい。

イ 有料老人ホーム等に対する指導について

有料老人ホームについては、介護保険制度において「特定施設入所者生活介護」として保険給付対象に位置付けられたことから、施設数が増加している状況にあり、改めて適正な介護サービスの提供が期待されているところである。については、管内の有料老人ホームに対しては、各都道府県が定める「設置運営指導指針」等による指導や「特定施設入所者生活介護」の運営基準等に基づき、入居者保護の観点から適切な指導や調査を行っていただき、適切な運営が確保されるようお願いしたい。また、実態的に有料老人ホームであるにも関わらず、廊下の幅員等が指導指針等に合致しない等の理由で有料老人ホームとしての届出がされていないような施設に関しても、有料老人ホームとして届出をさせ、その運営や情報開示等について、指導指針等に合致するよう指導されたい。

なお、有料老人ホームの表示に関しては、平成13年6月に公正取引委員会から警告を受け、指導の徹底の文書を発出したところであるが、有料老人ホームの表示に関しては、入居の際に、高齢者にとってわかりやすく適正な表示が求められるものであり、その内容について不当であることは、不当景品類及び不当表示防止法に抵触するばかりか、有料老人ホーム全体の社会的信頼を損なうものであり、重ねて指導の徹底をお願いしたい。